

○総務省令第七十五号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月二十六日

総務大臣 山本 早苗

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令

（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部改正）

第一条 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「適切な計画」の下に「（その局が二、五七五㎓を超え二、五九五㎓以下の周波数の電波を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局である場合にあつては、受けようとする免許の対象区域における公共の福祉の増進に寄与する計画を含む。）」を加える。

（電波法施行規則の一部改正）

第二条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の三第二号(8)中「第四十九条の六の十」を「第四十九条の六の十第一項及び第三項」に改め、「のうち陸上移動局に係るもの」を削り、同号中(10)を削り、(9)を(10)とし、(8)の次に次のよう

に加える。

(9) 設備規則第四十九条の六の十第一項及び第四項に規定する技術基準

第十五条の三第十号中(10)を(12)とし、(7)から(9)までを(9)から(11)までとし、(6)の次に次のように加える。

(7) 設備規則第四十九条の六の十第一項及び第五項に規定する技術基準

(8) 設備規則第四十九条の六の十第一項及び第六項に規定する技術基準

第三十三条第六号(1)中「第四十九条の六の九第一項及び第三項」の下に「、第四十九条の六の十第一項及び第五項」を加え、同号(2)中「第四十九条の六」の下に「又は第四十九条の六の十」を加える。

(無線局免許手続規則の一部改正)

第三条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二の二第二項中「基地局(以下「フェムトセル基地局」という。)

又は設備規則第四十九条の六に規定する技術基準に適合する無線設備を使用する陸上移動中継局であつて屋内その他他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するもの(以下「特定陸上移動中継局」という。)

」を「フェムトセル基地局(以下単に「フェムトセル基地

局」という。)又は同号(2)に規定する特定陸上移動中継局(以下単に「特定陸上移動中継局」という。)に改める。

別表第二号第2の表注25中(11)を(12)とし、(10)の次に次のように加える。

- (11) 2,575MHzを超え2,595MHz以下の周波数の電波を使用する広帯域移動無線アクセスシステム
の無線局にあつては、無線局根本基準第3条第2号に規定する受けようとする免許の対象区
域における公共の福祉の増進に寄与する計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載す
ること。

(無線設備規則の一部改正)

第四条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第四十九条の六の十二」を削る。

第十四条第一項の表十四の項から十六の項までを次のように改める。

十四 シングルキャ リア周波数分割多 元接続方式携帯無	第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められ ている基地局の送信設備	八七	四七
	第四十九条の六の十にお	二、〇一〇MHzを超え二、〇二 八七	四七

線通信を行う無線局の送信設備

<p>いて無線設備の条件が定められている基地局の送信設備</p>	<p>第四十九條の六の十において無線設備の条件が定められている陸上移動中継局であつて、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うものの送信設備</p>	<p>五MHz以下の周波数の電波を送信する場合</p>	<p>三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信する場合</p>	<p>二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を送信する場合</p>	<p>二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を送信する場合</p>
		<p>一〇</p>	<p>〇</p>	<p>八七</p>	<p>八七</p>
		<p>五〇</p>	<p></p>	<p>四七</p>	<p>四七</p>

十五 直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備	次に掲げる送信設備 (一) 第四十九条の六の十一において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、送信バースト長が五ミリ秒のもの (二) 第四十九条の六の十一において無線設備の条件が	継局であつて、基地局と通信を行うものの送信設備	三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信する場合	一〇	七四
		第四十九条の六の九において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備	二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を送信する場合 三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信する場合	八七	七九
				五〇	五〇

<p>定められている陸上移動局の送信設備であつて、送信バースト長が五ミリ秒のもの</p> <p>(三) 第四十九条の六の十一において無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信が不可能な場合、その中継を行う無線局をいう。以下同じ。）の送信設備であつて、送信バースト長が五ミリ秒のもの</p>	<p>五八</p>
<p>次に掲げる送信設備</p> <p>(一) 第四十九条の六の十一において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇</p>	<p>五八</p>

<p>十六 時分割・直交 周波数分割多元接 続方式又は時分割</p>	
<p>備 第四十九条の二十九において無線設備の条件が定められている陸上移動局（中継を行うものを除く。）の送信設</p>	<p>六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のもの (二) 第四十九条の六の十一において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備であつて、送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のもの (三) 第四十九条の六の十一において無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信設備であつて、送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のもの</p>
<p>八七</p>	
<p>七九</p>	

<p>・シングルのキャリア ア周波数分割多元 接続方式広帯域移 動無線アクセスシ ステムの無線局の 送信設備</p>	<p>その他の無線局の送信設備</p>	<p>八七</p>	<p>四七</p>
--	---------------------	-----------	-----------

第十四条第四項を次のように改める。

- 4 符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局（拡散符号速度が三・八四メガビットのものに限る。）又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う陸上移動局（拡散符号速度が三・八四メガビットのものに限る。）の送信設備であつて、複数の周波数帯の搬送波を同時に受信することができるシングルのキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局の送信設備と同一の筐体きょうたいに収められたものの空中線電力の許容偏差は、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する。

第二十四条第三項中「携帯無線通信」を「第四十九条の六に定める携帯無線通信」に改め、同条第四項中「並びに八一五MHzを超え八四五MHz以下又は八六〇MHzを超え八九〇MHz以下の周波数の電波を使用する直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式

を行う無線局」を削り、同条第八項中「及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局」を「並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びに三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局」に改め、同項第五号中「及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局」を「のうち、二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を使用するもの」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局のうち、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を使用するものの受信装置

無線局の種類別		副次的に発する電波の限度
基地局	周波数帯	
イ	一、〇〇〇MHz以上三・三九GHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値
	ア 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値

陸上移動局又は陸上移動中継局	ア	三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	、三・六一GHz以上一八GHz未満	ル以下の値
	イ	一、〇〇〇MHz以上一八GHz未満		任意の一〇〇kHz幅で（一）五七デシベル以下の値
陸上移動中継局	イ	一、〇〇〇MHz以上一八GHz未満		任意の一MHz幅で（一）四七デシベル以下の値

第二十四条第十四項中「（送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局、送信空中線の絶対利得が五デシベル以下の陸上移動局及び基地局に対する送信空中線の絶対利得が五デシベル以下の陸上移動中継局に限る。）」を削り、同条第二十一項中「（送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の基地局、送信空中線の絶対利得が四デシベル以下の陸上移動局及び基地局に対する送信空中線の絶対利得が四デシベル以下の陸上移動中継局に限る。）」を削り、同条第二十二項を次のように改める。

22 施行規則第四条の四第二項第三号に規定する二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信（以下「二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信」という。）を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
九kHz以上一五〇kHz	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）五四デシベル（二ミリワ

未満	一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル以下の値	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)五四デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上二、五〇五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)四七デシベル以下の値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)四七デシベル以下の値
二、五〇五MHz以上二、五三五MHz未満	一 陸上移動局の受信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)七〇デシベル以下の値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)七〇デシベル以下の値
二、五三五MHz以上	二 一以外の無線局の受信装置 任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)六一デシベル以下の値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)六一デシベル以下の値

第四十九条の六第一項中「(第四十九条の六の十一に定められているものを除く。以下同じ。)

」を削る。

第四十九条の六の九第一項第一号へ中「一の者により運用されるものに限る」を「陸上移動局へ送信する場合にあつては、次に掲げる基地局を含む」に改め、「の通信」の下に「（総務大臣が別に定めるものを除く。）」を加え、同へに次のように加える。

(1) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるもの

(2) 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局

第四十九条の六の九第二項第一号中「前項の基地局」を「通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）」に改め、「次に掲げる周波数が」及びイからホまでを削り、同項第三号中「当該基地局」を「通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方

式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。」に改める。

第四十九条の六の十第一項中「の無線設備、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う」を、「陸上移動中継局又は」に改め、「又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備」を削り、「二、〇二五MHz以下」の下に「又は三・四GHzを超え三・六GHz以下」を加え、「次の各号（陸上移動中継局にあつては第二号に限る。）の条件」を「次に掲げる条件（陸上移動中継局又は携帯無線通信の中継を行う陸上移動局にあつては、第二号の条件）」に改め、同項第一号に次のように加える。

へ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、次に掲げる基地局を含む。）と一の陸上移動局との間の通信（総務大臣が別に定めるものを除く。）に限るものとする。

- (1) シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

(2) 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局

ト 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する無線局の無線設備の空中線電力は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定める値とする。

(1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値

(2) 陸上移動局の無線設備 各空中線端子における値の総和

第四十九条の六の十第二項中「無線設備」の下に「のうち、二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を送信するもの」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）の電波を受

信することによつて自動的に選択されること。

二 キャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合は、総務大臣が別に告示する周波数帯の連続する搬送波を使用するものであり、かつ、総務大臣が別に告示する数以下の搬送波を使用するものであること。

三 第一項の基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

四 空中線電力（キャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、〇・二ワット以下であること。

五 送信空中線の絶対利得は、二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては〇デシベル以下、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するもの

にあつては三デシベル以下であること。

六 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、次の表の第一欄に掲げる送信する電波の周波数及び同表の第二欄に掲げるチャンネル間隔の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる周波数幅における平均電力が同表の第四欄に掲げる漏えい電力の値以下であること。

送信する電波の周波数						チャンネル間隔	周波数幅	漏えい電力				
三・四GHzを超え三・六GHz以下						五MHz	四・五MHz幅	漏えい電力 (一) 四八・五デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)				
									二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下	一〇MHz	九MHz幅	(一) 四八・五デシベル
										一五MHz	一三・五MHz幅	(一) 四八・五デシベル
										五MHz	四・五MHz幅	(一) 四八・二デシベル
										一〇MHz	九MHz幅	(一) 四八・二デシベル
										一五MHz	一三・五MHz幅	(一) 四八・二デシベル
	二〇MHz	一八MHz幅	(一) 四八・二デシベル									

第四十九条の六の十に次の三項を加える。

4 第一項の陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）の無線設備は、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものであること。

二 基地局対向器の空中線電力の総和は、四〇ミリワット以下であること。

三 基地局対向器の送信空中線の絶対利得は、九デシベル以下であること。

四 陸上移動局対向器の空中線電力の総和は、二五〇ミリワット以下であること。

五 陸上移動局対向器の送信空中線の絶対利得は、〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に二五〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

六 基地局対向器及び陸上移動局対向器の増幅度特性は、総務大臣が別に定める値に適合すること。

七 他の無線局への干渉を防止するための機能を有すること。

5 第一項の基地局の無線設備のうち、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものであつて、次に掲げる条件に適合するものについては、同項第一号ハ及びホの規定は、適用しない。

- 一 空中線電力は、一〇〇ミリワット以下であること。
 - 二 送信空中線の絶対利得は、〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得〇デシベルの空中線に一〇〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。
 - 三 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備及び空中線系については、この限りでない。
 - 四 空中線系は、容易に取り外すことができないこと。
 - 五 当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して、当該無線設備の故障を検出し、及び電波の発射を停止する機能を有すること。
 - 六 当該無線設備と接続する電気通信回線設備を介して行う通信の疎通が確保できない場合には、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。
- 6 第一項の基地局（施行規則第十五条の二第二項に規定する基地局に限り、前項に規定する条件に適合する無線設備を使用するものを除く。）の無線設備のうち、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものは、第一項に規定する条件のほか、前項第一号及び第二号に規定する条件に適合するものでなければならない。

第四十九条の六の十一の前の見出し及び同条を削り、第四十九条の六の十二を第四十九条の六の

十一とする。

第四十九条の二十八第一項第一号ハ中「(送信空中線の絶対利得が五デシベルを超える陸上移動局により通信系を構成する場合を除く。)」を削り、同条第二項第二号中「二五デシベル」を「一七デシベル」に改め、同条第三項第二号中「二五デシベル」を「五デシベル」に改め、同条第四項第二号中「五デシベル」の下に「(陸上移動局(中継を行うものを除く。))と通信を行う陸上移動局(中継を行うものに限る。))の無線設備にあつては、二デシベル」を加える。

第四十九条の二十九第一項第一号ハ中「(送信空中線の絶対利得が四デシベルを超える陸上移動局により通信系を構成する場合を除く。)」を削り、同号ホ中「(一の者により運用されるものに限る。)」から一の陸上移動局への送信」を「(基地局から陸上移動局へ送信する場合にあつては、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局を含む。)」と一の陸上移動局の間の通信(総務大臣が別に定めるものを除く。)」に改め、同条第二項第二号中「二五デシベル」を「一七デシベル」に改め、同条第三項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「二五デシベル」を「四デシベル」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局(キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局から送信される搬送

波を使用する通信を行う場合にあつては、当該基地局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

第五十七条の三中「及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局」を削る。

別表第一号注31(1)キ中「及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局」を削り、同キ(イ)を次のように改める。

(イ) 陸上移動中継局（時分割複信方式を用いるものに限る。）

A 陸上移動局と通信を行う陸上移動中継局の無線設備 $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz

B 基地局と通信を行う陸上移動中継局の無線設備 $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 15)$ Hz

別表第一号注31(1)キに次のように加える。

(ウ) 陸上移動局

A 第49条の6の10に定める携帯無線通信の中継を行う陸上移動局のうち陸上移動局と通信を行うものの無線設備 $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 12)$ Hz

B Aに掲げる以外の無線設備 $(0.1 \times f \times 10^{-6} + 15)$ Hz

別表第一号注31(1)ク(イ)を削り、同ク(イ)中「時分割複信方式を用いるものであつて、」を削り、同

(イ)を同ク(ア)とし、同ク(ウ)中「時分割複信方式を用いるものであって、」を挿し、同(ウ)を同ク(イ)とす
る。

別表第二号第12中「及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のため
の通信等を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周
波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波
数帯幅」を「並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多
元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備の占有周波数帯幅」に
改め、同第12の2及び3中「携帯無線通信の中継を行う無線局、」を挿し、同第12の4中「及びシ
ングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局」を
削り、同4(4)に次のように加える。

エ チヤネル間隔が20MHzのもの(3.4GHzを超え3.6GHz以下の周波数の電波を送
信するものに限る。) 20MHz

オ アからエまでの規定にかかわらず、陸上移動局の無線設備であつてキャリアアグリゲ
ーション技術を用いた送信を行うもの 総務大臣が別に告示で定める値

別表第二号第12の6を削る。

別表第三号17(3)中「及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のため

「無線設備」を削る。

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

第五条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十一号の二十一中「第四十九条の六の十」を「第四十九条の六の十第一項及び第三項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十一の二十一の二 設備規則第四十九条の六の十第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

第二条第一項第十一号の二十二中「基地局」の下に「又は陸上移動中継局」を加え、「又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備」を削り、同項第十一号の二十三及び第十一号の二十四を次のように改める。

十一の二十三 設備規則第四十九条の六の十第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

十一の二十四 設備規則第四十九条の六の十第一項及び第六項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

第二条第一項第十一号の二十五から第十一号の二十八までの規定中「第四十九条の六の十二」を

「第四十九条の六の十一」に改め、同条第二項第一号中「第十一号の二十三」を削る。

○	○	備設線無の一十二の号一十第項一第条二第
○	○	備設線無の二十二の号一十第項一第条二第
○	○	備設線無の三十二の号一十第項一第条二第
○	○	備設線無の四十二の号一十第項一第条二第

○	○	備設線無の一十二の号一十第項一第条二第
○	○	備設線無の二の一十二の号一十第項一第条二第
○	○	備設線無の二十二の号一十第項一第条二第
○	○	備設線無の三十二の号一十第項一第条二第
○	○	備設線無の四十二の号一十第項一第条二第

別表第一号一(3)アの表中

	○							15注○	○	○
○	○								○	○
	○							15注○	○	○
○	○								○	○

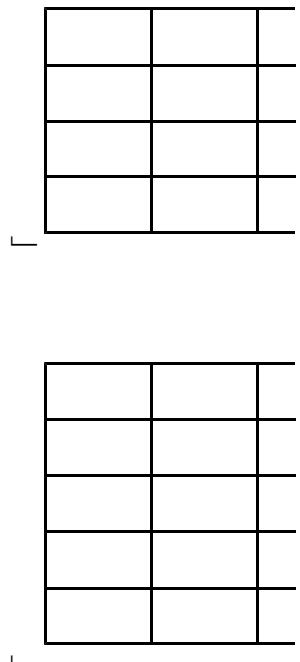
を

	○							15注○	○	○
	17注○								○	○
○	○								○	○
	○								○	○
	○								○	○

に改め、同表の注16中「マシニング

								○		○
								○		16注
								○		○
								○		16注

								○		○
								○		
								○		16注
								○		
								○		



ルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。）の無線設備（基地局と通信を行うものに限る。）を削り、同表の注17中「第四十九条の六第二項に規定する無線設備」の下に「（再生中継方式（設備規則第四十九条の二十九第四項第三号に規定する再生中継方式をいう。以下同じ。）以外の中継方式による中継を行うものに限る。）を、「第四十九条の六の六第四項に規定する無線設備」の下に「設備規則第四十九条の六の十第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）を加え、「（設備規則第四十九条の二十九第四項第三号に規定する再生中継方式をいう。以下同じ。）を削る。」

別表第二号第一の注3(2)中「第2条第1項第11号の19」の次に「又は第11号の21」を加え、同注3(4)中「第2条第1項第11号の19」の次に「若しくは第11号の21」を、「第11号の20の3まで」の

次に「若しくは第11号の22から第11号の24まで」を加え、「カまで」を「キまで」に改め、同(4)に次のように加える。

キ 3.4GHzを超え3.6GHz以下の周波数帯

別表第二号第一の注8(1)中「第10号、第11号」を「第10号」に改め、「第11号の19」の次に「第11号の21、第11号の21の2」を加える。

様式第7号注4の表中

第2条第1項第11号の21に掲げる無線設備	JU
-----------------------	----

を

第2	第2
第2	第2

条第1項第11号の21に掲げる無線設備	JU
条第1項第11号の21の2に掲げる無線設備	IS

に「LU」を「JS」に「MU」を

「KS」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定及び第三条中無線局免許手続規則別表第二号第2の表注25中(11)を(12)とし、(10)の次に次のように加える改正規定は、平成二十六年十

月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している第四条の規定による改正前の設備規則（次条において「旧規則」という。）第四十九条の二十九の無線局の無線設備の条件については、第四条の規定による改正後の設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第三条 この省令の施行の際現に受けている旧規則第四十九条の二十九の無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

（電波法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第四条 電波法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年総務省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち無線設備規則第四十九条の六の四第四項、第四十九条の六の五第四項、第四十九条の六の九第四項、第四十九条の二十八第六項及び第四十九条の二十九第六項の改正規定中「第四十九条の六の九第四項」の下に「、第四十九条の六の十第六項」を加える。